



令和3年（2021年）4月22日

保 護 者 様

箕面市教育委員会

学校諸活動における熱中症事故予防に係る対応方針について(お知らせ)

平素は、本市教育行政にご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

標記のことにつきまして、本市ではこれまで、「WBGT（暑さ指数）^{*}が28度以上の場合、屋外活動は行わない。すでに活動中の場合は、ただちに屋外活動を中止する」方針で取り組みを進めてまいりました。この方針により児童生徒の安全は確保できたものの、一方で水泳をはじめとする夏場の子どもたちの運動機会が減少したことから、教職員、PTA、地域で活動されている団体、学識経験者など多くの方々の意見をいただき、今般、夏場の子どもたちの安全と運動機会の確保の観点から、学校諸活動における熱中症事故予防に係る対応方針を刷新しましたので、お知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（※気温、湿度、日射・輻射、風の各要素で計算された熱中症予防のための指標）

記

【対応方針の基本的な考え方】

屋外活動において

- ・WBGTが31度以上の場合は、屋外活動は行いません。
- ・WBGTが28度以上31度未満の場合は、「嚴重警戒ゾーン」として「小中学校における熱中症予防の確認フローチャート」（別添1）に基づき、現場の教職員が屋外活動の可否を判断することとします。

屋内活動（体育館）において

- ・室温もしくはWBGTが28度以上31度未満の場合は、現場の教職員がエアコン稼働の必要性を判断することとします。ただし、室温もしくはWBGTが31度以上の場合は、必ずエアコンを稼働させ活動します。
- ・室温もしくはWBGTが28度以上で活動する場合は、30分おきに水分補給を行います。

※なお、WBGTが上昇する夏期において、子どもたちの健康状態を確認するため「健康観察カード」（別添2）の提出をお願いします。

（具体の願いは、後日、学校からお知らせします。）